

## はじめに

中高層建築物の建築に伴い、日照障害、電波障害、建築工事中の騒音・振動など周辺環境への影響がもたらされ、近隣住民と建築主との間に建築紛争が多く生じています。

そのため、品川区では、建築紛争の予防と調整の手続きを定めた、「品川区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」を制定し、良好な近隣関係の保持と、地域における健全な生活環境の維持・向上に努めてきました。

この小冊子では建築主、近隣関係住民、区の役割等についても言及しており、内容をよく理解していただき、万一紛争が生じた場合には、建築主・設計者・施工者及び近隣関係住民の皆さんが、それぞれにお互いの立場を尊重し、譲り合いの精神をもって話し合い、解決に努めていただくようお願いいたします。

この小冊子が建築紛争の解決に役立ち、より良い近隣関係が保たれるようお願いしております。

問い合わせ先

都市環境部住宅課開発指導担当

TEL 03 - 5742 - 6926

FAX 03 - 5742 - 6963